

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
199	A 権限移譲	環境・衛生	環境影響評価法に基づく方法書等についての指定都市から事業者への意見提出機会の拡大	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及ぶ場合にあっても指定都市の市長が事業者に直接意見を述べることができることとする。	【支障事例】 大規模事業の場合、地域環境への影響も大きく市民生活に重大な影響を与えることになるが、環境影響が市域外に及ぶ場合には、市長が意見を事業者に直接述べることができず、県知事が関係市町村の意見をとりまとめて提出する。また、県知事は、複数の市町村長意見をとりまとめるため、事業者に提出する意見書には、市長の個別・具体的な意見が反映されない場合もある。そのため、評価書に掲載される知事意見に対する事業者の見解では、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができないという支障がある。 【制度改正の必要性】 地方分権の進展により、指定都市等が地域環境管理において果たす役割は大きくなり、単独で意見を形成できる能力と体制を有するとして施行令で定められた市は、環境影響が市域内に限られた事業の場合、市長意見を直接事業者に述べられることとなっている。こうした地方分権の推進や地域環境管理の観点から、環境影響が市域外に及ぶ場合でも、多くの市民が暮らし、能力と体制を有する指定都市においては、地域の実情を踏まえた市長意見を直接事業者に述べることは、非常に意義が大きいものと考えられる。たとえ市長意見と知事意見との間に齟齬が見られたとしても、事業者が多様な意見を認識し、それぞれに対して見解を示すことは、環境に配慮したよりよい事業計画づくりに資すると考える。	環境影響評価法第10条 環境影響評価法第20条	環境省	川崎市
282	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定手続きの緩和	総量削減計画を策定するときは、環境大臣に協議しなければならないとされているが、環境大臣との協議を不要とし、報告とする。	【提案の経緯・事情変更】 法第10条で定める協議会である「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」の委員として、知事や関係市町長とともに、国の機関は、環境省近畿地方環境事務所長、農林水産省近畿農政局長、経済産業省近畿経済産業局長、国土交通省近畿運輸局長、国土交通省近畿地方整備局長に参画してもらい、総量削減計画について協議を行っている。 しかしながら、総量削減計画策定のためには、環境大臣との間で協議することが要件のため、協議会で決定した計画案をさらに環境大臣と協議することになり、協議書の作成など事務手続きに時間と手間がかかっている。 【支障事例等】 過去の例では、計画骨子案に対する環境省担当者内容確認手続に約2週間、計画素案に対する環境省との事前協議手続に18日間、環境大臣協議に20日間かかっている。国の出先機関が協議会メンバーに入っているため、そこで協議し決定したものを本省で協議することは、二重手続となっていると考える。 【効果・必要性】 都道府県における協議書作成時間を含めた期間に比べて大幅な事務の迅速化が図られる。 なお、大臣協議の廃止後は大規模な転用解除申請書の審査にあっては、従前にも増して都道府県が責任をもって慎重かつ厳正に行うものであり、迅速化に拘って審査を簡素化するものではない。	自動車NOx・PM法第7条第3項	環境省	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県、関西広域連合